

臓器提供意思表示欄記入方法

15歳以上の方が記入した臓器提供意思表示欄の記入内容は、臓器の移植に関する法律に規定する書面による意思表示として取り扱われます。

臓器提供意思表示欄への記入は任意です。記入方法をご確認の上、ボールペン等の消えない筆記具で記入してください。

記入後、いつでも臓器提供に関する意思表示を変更することができます。既に記載した意思を訂正、又は臓器提供意思表示カード等保険証とは別の書面で新たな意思を表示してください。

臓器提供意思表示欄へは、個人情報保護シール等を貼っていただいても構いません。(住所欄には貼らないでください。)

※以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。
記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

STEP1 1.私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
2.私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3.私は、臓器を提供しません。
(1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。)

STEP2

STEP3 [特記欄:
署名年月日: _____ 年 _____ 月 _____ 日
本人署名(自筆): _____ 家族署名(自筆): _____]

STEP4

【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】

STEP1

意思の選択

ご自分の意思に合う番号にひとつだけ○をつけてください。

1.2.に○をつけられた方は、STEP2へ

3.に○をつけられた方は、STEP4へ

STEP2

提供したくない臓器の選択

提供したくない臓器があれば、その臓器に×をつけてください。

尚、提供できる臓器は、それぞれ以下のとおりです。

脳死後：心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球

心臓が停止した死後：腎臓・膵臓・眼球

STEP3

特記欄への記載内容について

a)組織の提供について

皮膚、心臓弁、血管、骨などの組織も提供してもいい方は、「すべて」あるいは「皮膚」「心臓弁」「血管」「骨」等と記入できます。

b)親族優先の意思について

親族優先提供の意思表示を示したい方は、「親族優先」と記入できます。

(必要条件を満たす必要がありますので、(社)日本臓器移植ネットワークのホームページを必ずご確認ください。)

STEP4

署名欄の記入

本人の署名及び署名年月日を自署で記入してください。

可能であれば、この意思表示カードを持っていることを知っている家族が、その確認の為に署名してください。

臓器移植に関する詳細については、(社)日本臓器移植ネットワークホームページをご確認ください。

<http://www.iotnw.or.jp>